

## 原子力損害賠償の時効に関するQ&A

Q1 平成23年3月11日の原子力発電所の事故（以下「原発事故」といいます。）から3年の平成26年3月11日を過ぎたら、時効によって損害賠償請求ができなくなるのでしょうか。

A1 民法は損害賠償について「損害を知った時から3年」の時効期間を定めていますが、東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（原賠時効特例法）が、第185回国会において成立し、平成25年12月11日に公布・施行されたことにより、特定原子力損害（原発事故による損害であって原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律第3条第1項の規定により賠償の責めに任ずべきもの）に係る賠償請求権に関する消滅時効期間については「10年間」となりました。

このため、原発事故が原因となって発生した損害が平成26年3月11日に時効を迎えるわけではありません。

なお、時効の期間が経過した場合、東京電力は、時効によって自らの賠償債務が消滅したことを法律上主張できるようになりますが、東京電力は、損害賠償の協議の間は時効が停止しているものとして扱うなど、被害者の方々が消滅時効の制度により請求を妨げられることがないように対策を講じることを、国が認定する総合特別事業計画（平成25年6月改定）に位置づけ、加えて、総合特別事業計画の改訂版である新・総合特別事業計画（平成26年1月改定）でも包含しています。

（参考：[http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu13\\_j/images/130625j0102.pdf](http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu13_j/images/130625j0102.pdf)）

※19 ページ「ウ」消滅時効に関する柔軟かつ適切な対応」

Q2 時効の期間はいつから計算を始めるのでしょうか。

A2 時効の期間の計算は「損害を知った時」から始まりますので、原発事故に起因する損害の発生時期など個別の事情によって時効の起算点は異なります。また、時効の期間は、東京電力が損害賠償の債務があることを承認することなどによって中断し、その時点から新たに期間の計算が始まります。

Q3 原発事故の時から長期間たった後に新しい損害があることがわかった場合には、時効はどうなるのでしょうか。

A3 A2のとおり、3時効の期間の計算は、「損害を知った時」から始まります。また、民法では「不法行為の時から20年」を経過したときも賠償請求権が消滅するとされていますが（いわゆる除斥期間）、特定原子力損害については、「損害が生じた時から20年」とされ、損害の発生時から期間の計算が始まることとされています。

Q4 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（原賠ADR時効中断特例法）はどのような法律でしょうか。

A4 この法律は、被害者の方が、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」といいます。）による和解仲介の手続中に時効の期間が経過してしまうことを懸念してセンターへの申立てをちゅうちょされることのないよう、時効の中断の特例を定めたものです。

具体的には、センターが解決の見込みがないと判断して和解仲介手続を打ち切った場合に、打ち切りの通知を被害者の方が受け取った後1か月以内に裁判所に訴えを起こした場合には、センターに和解仲介を申し立てた時にさかのぼって裁判所に訴えを起こしていたとみなされることとなります。このため、訴えの提起の時点では時効の期間が経過していたとしても、和解仲介の申立てが時効の期間の経過前に行われていれば、東京電力

は訴訟において時効を主張することができなくなります。

A1～3 のとおり、原発事故が原因となって発生したすべての損害が直ちに時効を迎えるわけではありませんが、賠償を受けていない損害がある被害者の方は、できるだけ早うちに東京電力に対する賠償請求手続を行っていただくようお願いします。また、東京電力が提示する条件では合意できないなど、東京電力の対応に納得できない場合には、センターの和解仲介手続の利用を御検討ください。

Q5 センターに和解の仲介を申し立てるにはどうすればよいですか。

A5 申立書に必要事項を記載の上、必要書類を添付して、センター第一東京事務所宛に御郵送または最寄りの事務所までお持ちください。

申立書用紙は、センター各事務所の受付に備え付けているほか、センターのホームページからダウンロードもできます。このほか、センターのフリーダイヤル（0120-377-155：平日10時から17時まで）にて、郵送による申立書用紙の送付の御依頼も承っております。

申立ての方法については、センターのホームページもご覧ください。

（センターのホームページ：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/genshi\\_baisho/jiko\\_baisho/detail/1329118.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329118.htm)）

Q6 センターに申し立てた後は、どのような流れになりますか。

A6 センターが申立てを受理した後、和解仲介を行う仲介委員等の選任が行われ、1か月程度でセンターから仲介委員の指名に関する通知書が届きます。また、申立書に対する東京電力からの答弁書も、この通知書に前後して届きます。

その後、必要に応じて御事情を伺うなどの和解仲介手続が実施され、センターから和解案の提示が行われます。センターでは平均4～5か月程度での解決を目標としていますが、案件によっては和解案の提示まで半年以上かかることもあります。

和解に至った場合は、東京電力と和解契約書を取り交わすこととなります。一方、センターが和解仲介によっては解決の見込みがないと判断した場合は、和解仲介を打ち切ることもあります。

センターのホームページもご覧ください。

（センターのホームページ：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/genshi\\_baisho/jiko\\_baisho/detail/1329118.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329118.htm)）

Q7 センターに打ち切られる前に、自己都合によって申立てを取り下げた場合は、時効は中断するのですか。

A7 本法による時効中断の効果が得られるのは、センターが和解の仲介による解決の見込みがないと判断して打ち切りを行った場合に限られます。

和解仲介の申立てを取り下げて裁判へ移行することをお考えの場合には、請求内容に時効を経過している可能性があるものが含まれていないか、御注意ください。

Q8 例えば、土地・建物の損害賠償についてのみセンターに申し立てた場合、そのほかの損害の時効も中断するのですか。

A8 本法による時効中断の効果を得られるのは、センターの和解の仲介の目的となった請求に限られます。「和解の仲介の目的となった請求」の範囲については、個別事情より異なり、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、和解仲介手続の途中で申立ての内容を追加・変更することは可能であり、最終的には裁判所が判断することになりますが、追加・変更された内容は「和解の仲介の目的となった請求」に含まれると考えられます。

Q9 打ち切り通知を受けてから1か月以内に裁判所に訴えることができるか不安です。

A9 被害者の方が和解仲介手続を利用される過程では、争点の整理や証拠の収集がある程度行われることが想定されます。

また、センターでは、打切りに至るまでの和解仲介手続の中で解決の見込みについて適宜お伝えするなど被害者の方の実情に配慮して対応することを考えております。

なお、日本司法支援センター（法テラス）では、弁護士・司法書士による無料法律相談など被害者の方々への支援を行っていますので、裁判所に訴えることをお考えの場合には、このような専門機関や専門家による支援等も活用することができます。

（参考：原子力損害賠償紛争解決センター（センター）について）

・今回の原発事故により生じた損害の賠償に関して和解の仲介を行う公的な紛争解決機関です。センターは、被害者の申立てにより、弁護士の仲介委員らが和解の仲介を行い、当事者間の合意形成を後押しすることで紛争の解決を目指しています。なお、センターでの和解の仲介は無料です。

電話連絡先（フリーダイヤル）：0120-377-155（平日 10時から 17時まで）